個人情報の保護に関する法律施行条例について

1 趣旨

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)が改正され、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が改正法に統合されることとなった。

地方公共団体において、令和5年4月1日から法が直接適用されるため、現行の君津市個人情報の保護に関する条例を廃止し、法の施行に関して必要な委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を規定する君津市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものである。

2 条例で定める事項

(1) 個人情報取扱事務の届出 (法第75条第5項)【新条例第3条】

実施機関は、事務を単位とした個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報取扱事務登録簿)を作成する。

(2) 開示決定の期限 (法第108条)【新条例第5条】

法において、開示決定の期限は、開示請求のあった日から30日以内としているが、現行の運用に合わせ、開示請求のあった日から14日以内とする。

(3) 手数料(法第89条第2項)【新条例第6条】

現運用と同様に、写し1枚につき10円(多色刷のものにあっては、50円) を徴収する。また、減免規定等の取扱いについても現行の運用と合わせる。

(4) 運用状況の公表 (君津市個人情報保護条例第35条)【新条例第9条】

市長は、毎年1回、実施機関が行った個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(5) その他

ア 開示請求等の請求書の記載に関する事項

イ 経過措置

- (ア) 守秘義務の規定
- (イ) 開示請求等の請求に係る規定
- (ウ) 罰則の規定

3 その他

(1) 制度審議会の設置(法第129条)

情報公開条例に規定する審査会に個人情報保護制度審議会の機能を持たせた機関を設置するため、施行条例とは別に条例を制定する。

- (2) 他の条例への影響
 - ·君津市介護保険条例(平成12年君津市条例第2号)
 - ·君津市情報公開条例(平成16年君津市条例第1号)
 - ・君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17 年君津市条例第12号)